

## 神戸市立夜間中学校就学援助費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市立兵庫中学校北分校又は神戸市立丸山中学校西野分校（以下「夜間中学校」という。）に在学する生徒のうち、経済的理由により就学が困難な者に対し行う就学援助について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、夜間中学校に在学する生徒であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者
- (2) 前号に定める者に準ずる程度に経済的に困窮していると市長が認める者
- (3) 前2号に定める者のほか市長が特に必要があると認める者

2 前号に掲げる者のうち、神戸市外に居住する者については、居住地の教育長の副申を要するものとする。

### (援助費)

第3条 就学援助の費目は、次の各号のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助と重複して支給することはできない。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 通学費
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費

2 前号に定める費目に係る就学援助の額は、年度毎に市長が予算の範囲内で別に定める。

### (申請)

第4条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める定期申請期間内及び随時申請期間内に、学校長を経て市長に対し、就学援助の申請を行わなければならない。

### (審査及び通知)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、遅滞なく審査を行い、就学援助の認定の可否を決するとともに、当該認定の結果をすみやかに当該申請者及び学校長に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の審査に必要があると認めるときは、申請者の承諾を得て、当該申請者の就学援助の対象者としての資格に関する事項を官公署に照会することができる。

(認定の期間)

第6条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が就学援助を受けることができる期間（以下「認定期間」という。）は、次の各号のいずれかの期間とする。ただし、第9条に該当するときは、この限りでない。

(1) 被認定者が定期申請期間内に市長に対し第4条の申請を行ったときは、当該年度の4月1日（対象者に該当する事由が発生した日が4月1日より後のときは、その日。）から学年末までの期間

(2) 被認定者が随時申請期間内に市長に対し第4条の申請を行ったときは、申請日が属する月の第1日から学年末までの期間。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って開始日を変更することができる。

(援助費の支給及び委任)

第7条 市長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第3条に規定する援助費を支給するものとする。なお、被認定者は、援助費の請求、受領及び執行を学校長に委任することができる。

2 被認定者が出席を要する日の全てを欠席した月があるとき又は被認定者が休学するときは、やむを得ない理由がある場合を除き、当該月分の援助費は支給しない。

3 被認定者が学校徴収金を滞納した場合は、市長が定めるところにより、被認定者は、援助費の請求、受領及び執行を学校長に委任するものとする。

(異動)

第8条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ただちに学校長を通じて市長に当該事項を届け出なければならない。

(1) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき

(2) 被認定者の児童又は生徒が神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第11条規定により区の長から就学猶予又は免除の措置を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、就学援助を必要としなくなったとき

2 被認定者は、前項に掲げるもののほか市長が別に定める事項について変更があった場合は、すみやかに学校長に当該事項を届け出なければならない。

(終了)

第9条 市長は、次の各号に掲げるもののほか、前条第1項の届け出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届け出に係る事由の発生日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

- (1) 被認定者が退学したとき
- (2) 被認定者が死亡したとき
- (3) 被認定者が夜間中学校以外の学校に転学したとき

(支給停止)

第10条 市長は、被認定者が第2条各号の規定に該当しているか明らかでないときは、該当することが明らかになるまでの期間、援助費の支給を停止する。

(不正利得の徴収)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により援助費の支給を受けた者がいるときは、その者の就学援助の認定を取り消し、併せて受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(細目の委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。